

令和7年2月 27 日招集

第 21 回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第 21 回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和7年2月 27 日午前9時 30 分から下記議案審議のため第 21 回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 52 号議案 令和7年度農作業等の協定料金の可否決定について
- 第 53 号議案 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 54 号議案 農用地利用集積計画に対する可否決定について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 長谷川正典 君	2番 木村雅一 君	3番 小池俊木 君
4番 西村修市 君	5番 今井和幸 君	6番 梅田守康 君
7番 坂内長市 君	8番 坂上辰彦 君	9番 小林裕一 君
10番 近藤サチ子 君	11番 浅川和夫 君	12番 中野良一 君
13番 諸橋利彦 君	14番 飯岡佐治雄 君	15番 佐藤愛子 君
16番 山田喜良 君	17番 吉村陽介 君	18番 田澤淑子 君
19番 加茂重夫 君		

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	下条1番 井上長治 君
下条2番 坂上嘉一郎 君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久 君
須田1番 小林 健 君	須田2番 高橋正明 君	

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 太田憲之 君	次 長 長谷川健一 君
------------	-------------

議長(加茂重夫君)

本日は、ご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年は米価の高値安定のため、農業委員として農業者の見本となるよう需要に応じた米の生産を行っていただきたいと願っております。皆さんご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

報告いたします。

ただ今の出席農業委員数は、19名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第21回定例総会を開会いたします。

議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようでございますので、

6番 梅田守康君、7番 坂内長市君を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

採決につきましては、農業委員でありませんが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

最初に、第52号議案

「令和7年度農作業等の協定料金の可否決定について」を上程いたします。

農政部会長から原案作成の経過及び結果について、報告をお願いいたします。

1番長谷川農政部会長。

1番(長谷川正典君)

1番長谷川です。

2月7日に部会を開催し、部会員による審議を慎重に行いました。

それでは、農政部会の審議によりまとめた原案の内容を報告いたします。

配布されている第52号議案「令和7年度農作業等料金について」をご覧ください。

これが審議の結果、決定した原案です。

改訂前の価格との比較した資料が事務局から配布されておりますので、あわせてご覧ください。

令和6年度と比べると据え置き料金もございますが、全体的に5%程度値上げさせていただきました。最低賃金が5.8%ほど値上げされているのを踏まえ、その上昇率に見合う分値上げしたものです。

また、日当については、現行額が改定後の最低賃金を上回る額となっていることから、改定は行わず前年同額に据置くことを決しました。以上が農政部会で決定した協定料金の原案でございます。

なお、協定料金は契約金額を拘束するものではなく目安となる額を示しているものであり、受委託者双方の裁量によって決定することが望ましいという観点

議長(加茂重夫君)

から実際の受委託契約では、この料金表の額を参考に受委託者双方がよく相談し、納得いく額で契約を締結していただくことが重要であると考えます。また、料金表にない作業についても同様に料金表の額を参酌し、受委託者双方で納得したうえで契約いただくことになると思います。

原案の内容については以上です。

農政部会長の報告が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、農政部会が作成した原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は農政部会が作成した原案のとおり決定いたしました。

次に、第 53 号議案

「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の 2 ページをお開きください。

【議案第 53 号朗読後説明】

番号1の申請地は石川1丁目地内の、譲受人の実家裏に位置し、県外に居住する土地所有者による維持管理が困難となったことから、新規就農する譲受人に譲渡するため許可申請が行われたもので、現状は作付がされていないと思われれます。

番号1の申請について、許可要件を満たしているか、経営状況を確認いたしますと、譲受人はこれから加茂市石川の実家を拠点として就農する予定ですが、以前にも農作業の手伝いをしていたとのことで、農作業の経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

番号2の申請地は、主要地方道 新潟小須戸三条線沿いの「し尿処理施設」付近から、川西の集落方向へ直線距離で ■■■mと、■■■m付近にある畑で、現状は譲受人が借りて果樹栽培を行っておりますが、土地所有者は後継者不在で維持管理が困難になったことから譲受人に譲渡するため許可申請が行われたものです。

番号2の申請について、許可要件を満たしているか経営状況を確認いたしますと、譲受人は年間 300 日農業に従事しており、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の

能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

番号3と4の申請地は住寺堀地内に位置し、それぞれ土地所有者が水稻を作付けしていましたが、農地の集約化を目的に交換するため許可申請が行われたものです。

番号3の申請地は旧西小学校建設予定地の北東■■■■m、番号4の申請地は旧西小学校建設予定地の南■■■■mに位置し、それぞれ水稻が作付けしてあります。

番号3と4の申請について、許可要件を満たしているか、経営状況を確認いたしますと、どちらの譲受人も年間 250 日以上農業に従事しており、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地を効率的に利用できるものと見込まれます。

以上によりまして、いずれの案件も農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断されます。

なお、申請地の権利移転については、積雪により現地調査が不可能だったことから、聞き取り調査と写真等による確認を行い、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いと判断されています。

説明は以上です。

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

17 番 吉村陽介委員。

17 番(吉村陽介君)

17 番、吉村です。

2月 17 日に近藤喜作推進委員と、申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について、今回は積雪のため現地確認ができなかったことから、聞き取り調査と写真等により確認しましたので報告いたします。

番号1の申請地は、住宅地に所在している譲受人の実家の裏にある畑でした。写真では作付は確認できませんでしたが、今後は草刈等の管理がされるのではないかと思います。

申請地に隣接する農地もありますが、そちらも作付けしている様子は確認できず、現状で周辺の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

番号2の申請地は主要地方道 新潟小須戸三条線と川西の集落の間に位置し、現在も譲受人が果樹の栽培を行っており、申請地を取得した後も引き続き果樹栽培をすることになっています。

番号3と4の申請地は住持堀地内に所在しており、現在は譲渡人がそれぞれ水稻を作付けしていましたが、農地の集約化を図るため交換し、引き続き水稻を作付けすることになっています。

議 長(加茂重夫君)

確認したすべての農地で、現状周辺の耕作に支障を生じている様子は無く、権利移転後も周辺の農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障を生ずる恐れはないと判断しました。

報告は以上です。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

14 番(飯岡佐治雄君)

はい。14 番。

議 長(加茂重夫君)

14 番飯岡委員。

14 番(飯岡佐治雄君)

14 番飯岡です。3 番と 4 番の [] は同じ家なのですよ。全然違うのですか。

議 長(加茂重夫君)

事務局。

次長長谷川です。ご指摘の通り3番と4番の [] は同一の家でございます。3番についてはお父さんの [] が土地の所有者となっております。それから4番については交換後の土地の登記ということで、せがれさんの名前で登記を行いたいとのことでした。

議 長(加茂重夫君)

他にご質問、ご意見はございませんか。

7 番(坂内長市君)

はい。7番。

議 長(加茂重夫君)

坂内委員。

7 番(坂内長市君)

7番。坂内です。今ほどの 3 番と 4 番の交換ですが、面積に差があるのでその辺り金銭でやり取りをしたものですか。

議 長(加茂重夫君)

事務局。

事務局(長谷川健一君)

次長長谷川です。ご指摘の 3 番と 4 番の地籍が違うのではないとのことですが、3 番は面積は大きいのですが、真四角な形ではなくちよつといびつな形になっているところ、雑種地ということで昔の稲架場のところが含まれているということもあります。4 番は真四角な成形された田ということですので、双方納得の上金銭の授受がなく交換することとなりました。

議 長(加茂重夫君)

他にご質問、ご意見はございませんか。

4番(西村修市君)

はい。4番。

議 長(加茂重夫君)

西村委員。

4番(西村修市君)

4番西村です。2番の [] の 10 アールあたり 3 万 80 円ですけれども、これは3万でいいから買ってくれと言われたのか3万だったら買うと言われたのか、私も果樹を作っていますが、あまりにも安いので、この数字の根拠と言いますか、どこからこの数字が出てきたのか教えていただきたい。

議 長(加茂重夫君)

事務局。

事務局(長谷川健一君)

次長長谷川です。ご指摘の2番の農地でございますけれども、ここは [] がずっと耕作されていたということでございまして、この度いくらでもいいから買ってくれないかと譲渡人から依頼があつて、買うつもりは無かったのですけれども、どうしても買ってくれないかとの相談がありまして、ご本人が 20 万円なら出せるけれどもいいですか、それで結構ですという話でまとまったと聞いております。

議 長(加茂重夫君)

他にご質問、ご意見はございませんか。

7 番(坂内長市君)
議 長(加茂重夫君)

はい。7番。
7番坂内委員。
7番坂内です。1番の売買ですが、あっせんがかけられるところではないですか。

議 長(加茂重夫君)
事務局(太田憲之君)

事務局。
はい、事務局長太田です。あっせんですけれども、まず[]があっせん登録されていません。あと、今回制度が変わりますので、その切り替えの関係で間に合わないということで、あっせんではなく通常の売買でさせていただきました。

議 長(加茂重夫君)

他にありませんか。ないようですので、農業委員による採決をいたします。
本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員の挙手あり)
挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。
次に、第 54 号議案

「農用地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、[]、[]、[]、[]
[]は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

また、[]は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限に準じて、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(※[]、[]、[]、[]
[]、[]退席)

事務局(太田憲之君)

それでは、事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

【議案第 53 号朗読後説明】

「農用地利用集積計画令和7年 3 月 10 日公告」の内容につきましては、配布資料の第 54 号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。 それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙

手を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いいたします。

(※ [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED] 着席)

退席委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全部終了いたしました。

(議案審議終了 午前9時 58 分)

これより、「報告案件」をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局(太田憲之君)

はい、事務局長太田です。

それでは議案書の5ページをお開きください。

【報告第1号朗読】

【報告第2号朗読】

議 長(加茂重夫君)

事務局の説明が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。

次に、「事務報告」をお願いいたします。

令和7年1月 28 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。

【議案 13 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】

以上で事務報告が終わりました。

報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

なしの声がありますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。

これにて、加茂市農業委員会第 21 回定例総会を終了いたします。

(閉会時刻 午前 10 時7分)

令和 年 月 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

6 番 委 員

.....

7 番 委 員

.....